

# 1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和 5 年第 1 回有田川町議会定例会)

令和 5 年 3 月 2 3 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 報告第 2 号  | 令和 5 年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算について       |
| 日程第 2  | 議案第 2 号  | 令和 4 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)          |
| 日程第 3  | 議案第 3 号  | 令和 4 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)           |
| 日程第 4  | 議案第 4 号  | 令和 4 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)           |
| 日程第 5  | 議案第 5 号  | 令和 5 年度有田川町一般会計予算                            |
| 日程第 6  | 議案第 6 号  | 令和 5 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算                    |
| 日程第 7  | 議案第 7 号  | 令和 5 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算                     |
| 日程第 8  | 議案第 8 号  | 令和 5 年度有田川町介護保険事業特別会計予算                      |
| 日程第 9  | 議案第 9 号  | 令和 5 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算                |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 令和 5 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算                    |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 令和 5 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算                    |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 令和 5 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算                    |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 令和 5 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算                  |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 令和 5 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算                  |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 令和 5 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算                  |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 令和 5 年度有田川町水道事業会計予算                          |
| 日程第 17 | 議案第 17 号 | 令和 5 年度有田川町簡易水道事業会計予算                        |
| 日程第 18 | 議案第 18 号 | 令和 5 年度有田川町下水道事業会計予算                         |
| 日程第 19 | 議案第 19 号 | 有田川町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の制定について      |
| 日程第 20 | 議案第 20 号 | 有田川町移住就業支援拠点施設条例の制定について                      |
| 日程第 21 | 議案第 21 号 | 有田川町林業振興センター設置条例の制定について                      |
| 日程第 22 | 議案第 22 号 | 有田川町林業交流活性化センター条例を廃止する条例の制定について              |
| 日程第 23 | 議案第 23 号 | 有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 24 | 議案第 24 号 | 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第 25 | 議案第 25 号 | 有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につ                 |

いて

日程第26 議案第26号 金屋町立中学校施設整備資金基金条例を廃止する条例の制定について

日程第27 議案第27号 有田川町個人情報保護・情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28 議案第28号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第29 議案第29号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第30 議案第30号 有田川町辺地総合整備計画の策定について

日程第31 議案第31号 令和4年度藤並小学校校舎増築工事の請負契約について

日程第32 議案第32号 有田川町道路線の認定について

日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第34 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第35 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

追加日程第5 議会運営委員の辞任

追加日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第7 選挙第3号 有田周辺広域圏事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 選挙第4号 有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

追加日程第9 選挙第5号 有田聖苑事務組合議会議員の選挙

追加日程第10 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第11 会期の延長

日程第36 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第37 常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第38 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第39 議長への委任について

## 2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番 濃 添 勇 作

2番 栗 山 昌 之

3番 本 下 雅 敏

4番 椿 原 竜 二

5番 中 島 詳 裕

6番 星 田 仁 志

8番 谷 畑 進

9番 西 弘 義

10番 林 宣 男

11番 岡 省 吾

12番 森谷信哉

13番 堀江眞智子

14番 増谷憲

15番 殿井堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 本下雅敏

8番 谷畑進

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町長 中山正・副町長 坂頭徳彦

住民税務部長 青石万紀子 福祉保健部長 中岡万里子

総務政策部長 井上光生 消防長 高井永行

産業振興部長 細野正人 建設環境部長 竹中幸生

清水行政局長 谷口輝代史 総務課長 南長寿

財務課長 山縣和弘 企画調整課長 林光彦

教育長 田嶋博 教育部長 小澤俊彦

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 中屋正也 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13名であります。

……………日程第1 報告第2号……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、報告第2号、令和5年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算についてを議題といたします。

この件について、委員長から調査の経過及び結果について報告をお願いします。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。去る3月2日の全員協議会において、当委員会へ調査を依頼されました報告第2号、令和5年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算について調査を行いましたので、御報告いたします。

委員会は3月6日月曜日に開催し、令和5年度の事業計画及び予算について、ふるさと開発公社職員より内容を聴取いたしました。本年度の事業計画は、従来から実施

している事業を継承しながらも新しい試みを盛り込み、この3月1日にリニューアルオープンしたふれあいの丘については、株式会社全笑に主たる施設管理を委託することとあります。

予算については、事業収入を令和4年度に比べ2.9%増の7,200万円と見込んでおり、情報発信力を強化して集客と収入増につなげていくということでありました。一方歳出においては、事業費用を前年度比13.3%増の1,620万円と見込んでいますが、これは食材等の仕入れ価格が上昇していることが影響しており、値上げ前の一括購入や価格交渉などで上昇幅を抑制したいということでありました。

また、管理費用においては、前年度に比べ0.8%減少の7,055万円と見込んでおりますけれども、これを達成するためには職員の適正な配置や経費削減に努める必要があると考えます。

以上のことより、全体の最終的な収支は利益額を50万円としておりますけれども、今の経営状況は、経済情勢や新型コロナの影響など不確定な要素に左右されることが推測されます。このような状況を脱却し、健全な体質に変換していくことが今後の重要な課題であります。令和6年度中には、新施設でしみず温泉の営業が始まることを機に、公社としての立場を考慮しながらも企業としての自立性を高めていくことを当委員会は期待しております。

以上、調査結果を御報告するとともに、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、委員長報告は終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第2 議案第2号……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、議案第2号、令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第3 議案第3号……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、議案第3号、令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第4 議案第4号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、議案第4号、令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第5 議案第5号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第5号、令和5年度有田川町一般会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

令和5年度有田川町一般会計予算について質疑をさせていただきます。

予算書の145ページに掲載されております起業支援補助金120万円についてです。この内容については、令和4年度9月議会、私も一般質問で取り上げさせていただいて、今後の方針と申しますか、担当部署の見解をお聞かせいただきました。120万円の予算がついてはいますが、起業支援に関しましては、起業する方が上限50万円で補助金が受け取れるという補助金の要綱になってはいますが、今回120万円ということは、恐らく今年度も5件申請があつて、2件が不採択で3件が採択されてはいますが、本来であれば上限50万円の補助金ですけれども、予算の範囲内という縛りの中で120万円しか今年度の予算は組んでませんでしたから、上限50万円なのに40万円しか受け取れなかったというお声も聞いております。

これは予算の範囲内ですから、来年度も120万円しか予算を組んでなかったら同じようなことにならないのかなという不安があります。せっかく50万円の補助金で、前回部長も議場でおっしゃっていただきましたけれども、せっかく若者が人生をかけて有田川町でやっていくんやっていう覚悟をもって有田川町へ来て起業してくれるわけですから、それに対してしっかり応援していきたいという答弁を前回いただいていますし、町長からも来年度しっかり検討していきたいという答弁もいただきました。それに対して令和5年度も同じ120万円しか予算が今確保されてませんが、この辺、担当部署の見解をお聞かせいただけますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

椿原議員の質疑にお答えさせていただきます。

起業支援の補助金につきましては、以前にも議員御指摘のように応援しますという

ことで前回の一般質問でも答弁をさせていただきました。この起業支援につきましても、大変重要な施策であり事業の一つだと認識しております。厳しい財政状況の中で財源枠もあり、昨年の予算額より増額することができなかったということは残念には思いますけれども、起業される方には予算の範囲内において補助させていただくとともに、県の起業補助金の活用でありましたり、また有田3町と商工会と連携して行っています創業セミナーでありましたり、また相談に積極的に乗らせていただくとか、そういったことでできる範囲で精いっぱい支援していきたいと考えています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。

同じ関連でもう一点お聞きしたいんですけれども、状況はよく分かりました。そういった中で今のままだと120万円しか予算がないわけですから、今年度と同様で1期の受付しか多分できないのかなと思っておるんです。それこそ前回一般質問の中でも取り上げさせてもらいましたけれども、最悪でも2回に分けてとか、ベストで言えば、それはいつでも有田川町でやっていこうという方がいらっしゃったら、そこに対していつでも補助できるという体制が一番いいですけれども、せめて1期・2期とか分けたりとか、そういったことも検討していただきたかったなと思うんですけど、その辺特に計画はないですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

お答えさせていただきます。

応募の状況にもよると思います。その状況を見て、1期目で少なければ2期とやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

ぜひよろしくをお願いします。

同じく145ページです。観光費の需用費の中で修繕料が1,692万2,000円計上がされております。このうちコスモsparkの修繕ということで330万2,000円が計上されていると思います。先日、コスモsparkに私行かせていただいで見させてもらいました。これ遊具の撤去をするという話やったと思うんですけれども、遊具を見た感じだと、そんなに老朽化もしてないのかなと思いますけれども、い

ろんな詳細をお聞きすると、公園に対する管理の要望が厳しかったりとか、そこは理解させていただきました。

そういった中で、遊具が撤去されるということですが、それはそれで今後の維持管理なんかも考えていくと仕方ないことなのかなとは理解しております。撤去されても、できることなら確かにあそこにある遊具が目的で人が来てくれるということはないと思うんです。けれども、あそこの景色であったりコスモスであったりとか、そういった方が来てくれたときに、遊具がなくても結構ですけれども、やっぱりしっかり整備してもらって、そこで子どもたちが走り回れるとか、そういったしっかり遊べる環境というのを整えていただきたいと思いますけれども、この辺、予定していることなどあれば考えをお伺いできますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

椿原議員の質疑にお答えさせていただきます。

コスモスパークには、今、複合遊具施設、それとロープウェイになったような遊具がございます。これについては、毎年遊具の点検は実施しているところなんですけれども、複合遊具では劣化によりまして破損している箇所、また支柱となっているプラの擬木についても相当劣化しているということで、またロープウェイのところにつきましても、接手の金具でありましたり、そういったものが腐食したり破損したりして、多数点検でも指摘をされているところです。それで今回、遊具を全て撤去して、その後に芝生を張って、皆さんにくつろいでいただく場として利用していただく予定にしております。

子どもたちが例えば遊びに来たときにそこで遊んだり、そういったことで遊具で遊んでいただいていたんですけども、芝生を張るにしても予算の範囲内で何か工夫ができればと、また考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第5号について質疑をさせていただきます。幾つかあるんですけども、一つずつ順番にいかせていただきたいと思います。

まず、令和6年度からの特別徴収税額通知の電算化の改修予算を組んでおりますが、この改修に当たって情報漏えいなどのリスクの問題を私心配しているわけですが、この点は心配ないのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

e L T A Xを経由しての電子化となるのですが、e L T A Xについては平成25年11月より給与支払報告書等の電子的提出の義務化により、全地方公共団体が導入しています。e L T A Xを用いたデータ通信については、総合行政ネットワーク・L G W A Nを利用しており、さらに暗号化通信を行っているため、情報漏えい等の今までの報告はなく、リスクはないと考えています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

じゃあよろしく願いしておきます。

次に、マイナンバーカードの問題なんですけど、全国的にこのマイナンバーカードを国が物すごく取得せえ、取得せえということで勧めているわけですけども、それに伴って全国の市町村で様々な問題・課題も出てきておりますけども、このマイナンバーカードの取得率が問題になってきていると思います。例えば、地方交付税の減額の対象とも言ってるということもお聞きしてるんですが、仮にマイナンバーカードの取得率が何%の状況であれば、この交付税の削減の算定になるのかという、その辺を示していただきたいんですがどうでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

国からちゃんとした通知というのはまだ来ておりません。ただ削減ということではなしに、国の上位3分の1に入る自治体に対しては、それだけ経費がいつているであろうというところで、加算するという形の通知は来ております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、住民基本台帳の閲覧の問題なんですけども、毎年ある団体が若い年齢に限ってもう毎年のように来てる状況があります。この閲覧状況をめぐって、閲覧された世帯、その人に対して、閲覧されましたよという、せめてそういうのがあったというぐらゐの報告は必要ではないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

令和4年1月から12月31日までの閲覧状況につきましては、5件の申請で158件の閲覧状況となっております。閲覧世帯への報告はしておりませんが、事務処理要綱に基づき閲覧申請者や目的、閲覧の範囲などをホームページ上で公表しております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これホームページに公開するという事なんですけども、知らない方が多いと思うんですよ。そういうことがあれば、せめて町の広報ぐらいにそういう状況にもありますというぐらい明記して報告するべきだと思います。

それで次に、防災公園基本計画策定業務なんですけども、これから始めていくということなんで、どこまでというのは分からないと思うんですけども、何て言いましても避難所などの建物の規模とか、何人ぐらいの避難を想定しているかとか、維持管理について想定していることが今の段階で分かればお聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

令和5年度におきましては、防災機能を持った都市公園としまして、都市公園の整備の基本計画を策定する予定にしております。それにつきまして、計画策定の業務の中で今おっしゃったようなことを決めてまいりたいと思いますので、今後検討していきます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、老人福祉費の介護手当金の問題なんです。これは令和2年度までは2,000円だったんですけども、令和2年度から1,000円に減額になりました。これも介護施設とかそういうところに行っていないで、自宅で介護している場合にはとても大事な制度なんですけども、せめて以前の2,000円ぐらいに戻すべきではないかと思うんですが、町長も昨年と同じ当初予算でお聞きしたとき、今後検討していき

いという答弁だったと思うんですけども、この点でいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

介護手当につきましては、制度創設時より大分施設の数であったりとか、在宅サービスをする事業所であったりとか増えてきております。そこら辺の状況も変わってきておりますので、今年度増額の予定はございません。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひとも増額を求めておきたいと思います。

それで次に、福祉タクシー券の問題であります。現在は重度の障害者の社会参加を目的としてそういう内容になっていると思うんですけども、だから手帳とかなかったらだめですね。それで手帳がなくても免許返納とか、高齢者になれば足腰が悪くなってくるし、いけば障害者みたいな部分もあると思いますので、ぜひこの福祉タクシー券も車に乗れない高齢者や免許返納者も対象とすべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

先ほど議員が言うていただいたように、福祉タクシーにつきましては重度の障害者が対象となっております。高齢者の方とか、あと免許返納者の方には他制度もありますので、そちらのほうの利用をお願いしているところでございます。

また、高齢者の方で要件を満たしている方につきましては、車椅子とかストレッチャーの対応できる車にて通院できる制度はございます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に保育士の問題なんですけども、令和4年度当初で正規保育士が62人、会計年度任用保育士92人という説明を受けたんですけども、正規保育士が現状として少ない、でも会計年度任用の保育士がなければ回らないという状況もお聞きしております。でもやっぱりこれは正規保育士で対応すべきだと私は思っておりますので、改めて正

規保育士を増やす考えはないか、今後ですよ、いかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

会計年度任用保育士が正規の保育士を上回っていることは認識しております。正規保育士の採用について要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひ求めておきたいと思います。

最後の質疑ですけれども、消防団員の問題なんですけれども、消防団員も高齢化してきております。地域によったら団としての存続も危うくなってきているところもあると聞いておりますし、それで消防団員の高齢化に伴って地域の実情で保険をかけられない年齢の団員もおられるということなんですけれども、これは若い団員に切り替えられるところはいいんですけど、そうはいかないところは高齢の保険が掛けられない団員についても、事故があったらもうこれはどうしようもないことなんで、何らかの対応が必要だと私は思いますがいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

増谷議員の御質疑にお答えします。

公務による災害につきましては、職員と同じように公務災害補償基金に掛金をかけていますので、それで対応するというところで考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第5号について、反対の立場から討論させていただきます。

まず第1に、国の制度が反映している予算措置にどうしてもならざるを得ないところ

ろがあります。まず、コロナ対策を重点に置き、今年度も町単独でも命と生活、そして経済を守るという観点からさらに財政支援が必要だと考えております。

第2に、町内の全ての公立保育所の給食が民間委託になっている点であります。

第3に、国や県が学校給食の無償化に向けて動き始めている中で、当町は単独でも無償化すべきであります。

第4に、保育士全体に占める正規保育士、会計年度任用保育士の比率が半分を閉めております。正規保育士を増やし、子育て支援の立場から保育希望者全員が入所できる体制をとるべきであります。また心配なのは、今後の保育所の統合であります。また、育休退園を是正すべきであります。

次に、保育士の処遇改善であります。国は公立保育所の保育士も処遇改善を求めていますけれども、対象は会計年度任用保育士と民間の保育士だけとなっております。

第5に、消防力の人員基準が94人に対して条例定数は71人です。ですから、現在の定数も含めて検討していただき、今後の大規模災害やコロナ禍の中での、また救急搬送が多くなっている中で、当面条例定数の体制にすべきだと考えます。

第6に、身近な制度の対象や金額が減額されております。先ほども言いました介護手当金1,000円を以前の2,000円に引き上げるべきであります。福祉タクシー券は重度障害者に限定するため実績も少ない状況であります。例えば70歳以上の独り・二人暮らしの車に乗れない方や免許返納者も対象とすべきであります。また、周遊定額タクシーの料金の見直しをして利用増を図るべきであります。また、生理用品を学校のトイレに配置すべきであります。

第7に、地域経済の活性化の観点から需用費の消耗品や修繕料、また備品購入費の地元発注はこの時期には大変大事な問題でありますので、意識的に高めるべきであります。

第8に、生活扶助基準の引下げにより、様々な福祉制度など本来なら受けられる制度が基準の引下げにより負担増や対象から外れる事例が出てくることでもあります。

第9に、町道の維持修繕費を引き上げるべきであります。

第10に、巨大風力発電や太陽光発電計画がどんどん参入してくる中で、自由に参入させないための規制や、また経済産業大臣も条例での規制を指摘しており、条例をつくるべきであります。

第11に、住民基本台帳の閲覧・コピーをした場合は、閲覧された世帯に報告すべきであります。

以上の点を申し上げましたが、一方で町民の要望を酌み上げた医療費の無料化、福祉施設の充実、道路予算、各区からの道路整備などの要望事項なども予算化されておりますけれども、以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第6 議案第6号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第6号、令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第6号について質疑をさせていただきます。

まず、国保制度の実態というか中身を知る上で、被保険者の状態がどのようになっているのかというのものがわかる必要があると思います。それで直近の被保険者数と所得100万円以下、所得なしの被保険者数はどのようになっておりますか、お示しいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

令和5年1月末で被保険者数は7,079人、所得100万円以下の被保険者数は2,849人、所得なしの被保険者は1,181人となっております。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

国保の被保険者の人数は減ってきているという問題と、それから所得100万円以下の人数もやっぱり増えてきているという状況であったと思います。

それで次に、直近の滞納者数、分納者数、資格証と短期証を出している世帯状況はどのようになっているのか。また、未就学児の均等割額の減額対象は何世帯の何人か

というのが分かれば教えてください。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

令和5年1月末で滞納者世帯数は346世帯、分納誓約世帯数は113世帯です。資格証の方は36世帯、短期証の方は32世帯です。未就学児均等割減額対象は153世帯の205人となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これも若干増えたり、または現状維持が多いというのでやっぱり大変かなと私は認識しているんですけども。

それで次に、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変わるということで、今の状況では5月7日以降が変わるわけですね。その後、医療費等は、例えば外来初診で窓口負担になると思うんですけども、また仮に5月1日に治療や入院をされていて、5月7日以降も引き続き治療や入院をしている場合も、5月7日以降は医療費の自己負担となるということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

3月10日の政府の発表による報道では、無料だった検査料などが自己負担となり、外来での患者負担は季節性インフルエンザと同等程度となるとされています。また、入院費も無料ではなくなりますが、高額療養費制度を適用した上で自己負担分を月に最大2万円補助するとされていますが、期限が設けられているようです。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

当面の対応策だけなんで、もう一定期間過ぎれば全額負担になってくるという問題点があります。

それで、未就学児の均等割額をなくすという問題なんですけど、国はやっとある程度の段階まで来たわけですけども、これを国が制度をさらに引き上げるというところまで来るまで、これは全国市長会や町村会でもやるように言うてるわけですから今後で

きてくると思うんですが、当面それまで中学生まで均等割額をかけないようにしていただきたいんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

令和4年度より未就学児の均等割額の軽減制度もあり、今後は国の動向に注視しきたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

反対の立場から討論を行います。

国保制度は、相互扶助制度ではなく社会保障制度であると国保法第1条で明記されています。そして、協会けんぽのように事業主負担がありません。また一部変わりましたが、子どもからも税を取る計算になっていることを踏まえた以下の点で申し上げます。

第1に、国保の所得ゼロから100万円以下の人数は2,849人で、前年度より150人増えて全体の40.2%も占めています。低所得者が増えて負担が大きくなっています。7割から2割軽減を受けている人数は約50%を占めます。滞納者世帯数は346世帯、資格証明発行が36世帯、短期証明書発行が32世帯、分納誓約世帯は113世帯、こういう実態があります。

第2に、高額療養費は住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院では1万3,200円負担になっています。

第3に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのため限度額を引き上げると、その負担は結局加入者全員に及ぶこととなります。今年度2万円引き上げる予定となっています。

第4に、国保広域化を進めています。後期高齢者医療制度のように市町村独自で決められなくなり、国保財政が赤字の市町村の赤字分まで応分の負担を強いられることとなります。特に4方式の課税方法の一つである固定資産税の課税が廃止され、その分、所得割の率を上げなければなりません。所得に応じた段階的な所得割率でないため不公平が生じます。そして、世帯割や人数割の額を引き上げるようになっていき

ます。

第5に、未就学児の均等割額が半額の減額となりましたが、153世帯205人しかありません。当面中学校卒業までの生徒の均等割を廃止すべきです。

第6に、基金も3億円からあり、余剰金も出れば、合わせて税額を引き下げのために使うべきです。

第7に、国が国庫支出金を減らしたことが国保会計を苦しくさせた原因であります。全国知事会は1兆円の国費を投入して、世帯割、人数割を廃止して負担を軽くするよう求めています。このように国保税の国庫負担金を増やすべきです。

第8に、新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザと同じ5類に移行するのに伴い、検査や陽性判明後の外来診療は5月8日から患者に負担を求めますから、窓口負担3割の方は外来初診料約2,600円が、以後最大約4,200円と引き上がります。経過措置もありますが、限定的で患者負担は増え、国保財政の負担も大きくなるのではないかと考えます。

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第7 議案第7号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第7号、令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第7号について質疑をさせていただきます。

まず、令和4年10月から一定以上の所得がある場合、後期高齢者の方の窓口負担割合が1割から2割に引き上がりました。昨年お聞きしましたら、約720人が対象になるということでありましたが、この時点での対象人数はどのようになっているか

お聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

令和4年10月1日現在で589名の方が2割負担となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、これも後期高齢者医療制度の実態を知る上での質疑なんですけども、所得ゼロの人数と被保険者全体に占める所得ゼロの比率はどのようになっていますか、お伺いしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

令和5年1月末で被保険者数は4,684人、所得ゼロの人数は3,680人、比率は78.6%です。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今の御答弁で、昨年よりやっぱり増えてきているという比率になっていると思いました。

それで軽減になっている方の人数なんですけども、この人数はどのような人数になるのかという点と、被保険者全体に占める軽減者の比率はどのようになっていますか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

令和5年1月末で3,499人、比率は74.7%です。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

令和5年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

国は75歳以上は病気やケガのリスクが高いということを理由にして、医療費の削減を目的に全世代型社会保障制度として社会保障の削減を求めています。

第2に、保険料の所得割や均等割額を2年に1回変える仕組みにしています。県後期高齢者医療広域連合の試算でも、75歳以上の独り暮らしの場合で年金収入210万円や世帯主が子どもで75歳以上高齢者が一人の場合の年金収入210万円の世帯も負担増となります。

第3に、昨年の10月から一定の所得のある方の窓口負担は1割から2割負担に引き上がり、589人が新たに負担増になりました。制度導入時には1割負担で心配なく医療が受けられると説明していたことをほごにしています。

第4に、さらに75歳単身者世帯で年金収入80万円の方が世帯主の子どもと同一世帯になると保険料が最大10倍にもなってしまうケースも出てきます。

第5に、所得ゼロの被保険者が3,680人、被保険者全体の78.6%と昨年より比率がさらに上がっています。そして7割軽減など軽減を受けている方は3,499人の74.7%も占めます。所得の少ない方が多くを占めているのが実態です。元の老人保健制度に戻すべきです。

よって、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第8 議案第8号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 8、議案第 8 号、令和 5 年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

…………… 日程第 9 議案第 9 号……………

○議長（森谷信哉）

日程第 9、議案第 9 号、令和 5 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

…………… 日程第 10 議案第 10 号……………

○議長（森谷信哉）

日程第10、議案第10号、令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第11 議案第11号……………

○議長（森谷信哉）

日程第11、議案第11号、令和5年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第12 議案第12号……………

○議長（森谷信哉）

日程第12、議案第12号、令和5年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第13 議案第13号……………

○議長（森谷信哉）

日程第13、議案第13号、令和5年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第14 議案第14号……………

○議長（森谷信哉）

日程第14、議案第14号、令和5年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第15 議案第15号……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、議案第15号、令和5年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第16 議案第16号……………

○議長（森谷信哉）

日程第16、議案第16号、令和5年度有田川町水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第16号について質疑をさせていただきます。

まず、国では大規模災害に備えて給水車の不足への対策として、給水車保有台数の維持拡大が言われております。購入に当たっては補助制度もあると聞いておりますけれども、台数を増やしていく予算化についてはいかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

給水車の購入につきましては、令和6年度で1台分、追加の予算計上をしてみたいと思います。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひともよろしくをお願いします。

次に、免許制度の変更で平成29年3月以降に取得した普通免許証では、2トン未満、車両総重量3.5トン未満の運転に限られるようになってしまったと。2トン以上の車両を保有していたら、準中型自動車免許証が必要となりました。資格の取得の補助制度もありますけれども、昨年お聞きしましたら、建設課も含めてダンプを所有しているので、全体として資格取得のために検討していきたいという答弁でありました。この点でどのように進展があったのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、水道課だけでなく、役場の公用車の中で総重量の重たいものについて、運転できない職員というのが増えてきてございます。これにつきましては、要綱を作成いたしまして、順次取りに行かすようにしていきたいと考えています。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

本当に制度が変わったら対応していかなければならないので、ぜひとも求めておきたいと思います。

それで給水車なんですけども、現在、水道課で平成24年度に3トン給水車を購入して断水での対応に当たっていただいているわけですけども。これはさっき答弁をもらったからもういいわ。もうやめときます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第17 議案第17号……………

○議長（森谷信哉）

日程第17、議案第17号、令和5年度有田川町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第18 議案第18号……………

○議長（森谷信哉）

日程第18、議案第18号、令和5年度有田川町下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第18号について質疑をさせていただきます。

今回、この会計を公共下水道事業から下水道事業会計に変わった、中身もちょっと会計の在り方も変わってきたということで分かりにくい点もあるんですけども、下水道事業は今後使用料金での維持管理が主流を占めていくと思うんですよ。そうなりますと、料金収入だけでは維持できないということが起こってくるのではないかと推測するわけですけども、この点の見通しはどのように持っておりますか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

従来の公共下水道事業としましては、令和3年度の決算の状況では、使用料をもって維持管理についてはできているというような状況であります。ただし、令和5年度から議員おっしゃるように公営企業会計となりますので、形が公共下水、農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業と4事業が一本化されて、下水道事業会計として運営していかなければならない状況になります。

維持管理としましては、一般会計からの補助をいただきながら運営していくという非常に厳しい状況にあることは間違いございませんけれども、今後におきましても、この困難な状況の中、打破していけるように維持管理に努めて、職員一同鋭意努力してまいります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

制度が変わって、これから考えたら、本当に担当課は大変だと思います。結局、仮の赤字なんかが出てくれば、どうなるかと言うたら、受益者負担の原則ですから、そこへ跳ね返っていくとなるわけですね。だから、そこは本当に勉強していただいて、そうならないようにしていただきたいと思うんですけども、それでさらに今の段階でお聞きするんですけども、受益者負担金の滞納件数とその額、また使用料の滞納件数

とその額についてはお示しできたらお願いします。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

滞納件数につきましては、令和5年の2月末の状況で、負担金につきましては9件、107万円、それとまた使用料につきましては51件で29万4,000円となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これ以上増えていかないことを願っているわけですが、次に、令和5年度末で早期接続奨励金2万円が終了するという説明を聞いております。今後の農業集落排水地域での統合を進めておりますし、この地域での新たな接続に対する世帯については、これは対象にならないということでもいいんですね。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

議員おっしゃるとおり、対象となりません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第18号について、反対の立場から討論させていただきます。

この事業は、進めれば進めるほど大きな先行投資となります。最終的に、以前お聞きしましたら250億円前後の事業計画、さらに雨水対策などを入れますと300億円規模の事業になるとも言われております。それで今回制度が変わりまして、企業会計の独立採算制から言えば一般会計からの繰入れができなくなり、使用料収入で運営をしていかなければならないため、使用料の引上げが常に問題になってくると考えます。また、町全体の財政から見ても、今後の地方債負担が重くのしかかってくるので

はないかと心配しております。

そして、今のコロナ禍で物価高騰の中、景気も悪くつなぎ込みがどこまで進むのか危惧するわけであります。早くつなぎ込んでもらうための早期接続奨励金も今年度で終わりになります。農業集落排水事業では、五つの地域の中で十数年たっても90%台が最高の状況であります。その農業集落排水事業も下水道事業に統合していく予算編成となっております。下水道の施設設備や維持更新に係る費用は長期にわたり多額の投資が必要になってくるわけであり、あえて言えば下水道法に基づく公共性を図るためには、負担能力に応じて町の裁量で繰り入れることができる特別会計でなければ財政負担がさらに増えていくことになることを申し上げまして、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第19 議案第19号……………

○議長（森谷信哉）

日程第19、議案第19号、有田川町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

举手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第20 議案第20号……………

○議長（森谷信哉）

日程第20、議案第20号、有田川町移住就業支援拠点施設条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔举手全員〕

○議長（森谷信哉）

举手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第21 議案第21号……………

○議長（森谷信哉）

日程第21、議案第21号、有田川町林業振興センター設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔举手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２２ 議案第２２号……………

○議長（森谷信哉）

日程第２２、議案第２２号、有田川町林業交流活性化センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第２３ 議案第２３号……………

○議長（森谷信哉）

日程第２３、議案第２３号、有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

举手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第24 議案第24号……………

○議長（森谷信哉）

日程第24、議案第24号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔举手全員〕

○議長（森谷信哉）

举手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第25 議案第25号……………

○議長（森谷信哉）

日程第25、議案第25号、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔举手全員〕

○議長（森谷信哉）

举手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第26 議案第26号……………

○議長（森谷信哉）

日程第26、議案第26号、金屋町立中学校施設整備資金基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔举手全員〕

○議長（森谷信哉）

举手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第27 議案第27号……………

○議長（森谷信哉）

日程第27、議案第27号、有田川町個人情報保護・情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔举手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第28 議案第28号……………

○議長（森谷信哉）

日程第28、議案第28号、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第29 議案第29号……………

○議長（森谷信哉）

日程第29、議案第29号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

使用料について1点だけ確認させてください。

まず、吉備中学校武道場エアコン設置ありがとうございました。こちらで時間当たり600円という使用料を徴収していくという条例の中で、やっといろんな方がこのエアコンを使って、子どもたちがしっかりとスポーツを学んでいけるような環境がやっとなってきたなと感じています。ここの使用料の決め方なんですけれども、これは団体の方ときっちり協議を行っていただいで御理解いただいているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

椿原議員の質疑にお答えさせていただきます。

スポーツ団体に登録された方とは協議を行いまして、料金については団体の方に伝えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第30 議案第30号……………

○議長（森谷信哉）

日程第30、議案第30号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第31 議案第31号……………

○議長（森谷信哉）

日程第31、議案第31号、令和4年度藤並小学校校舎増築工事の請負契約についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第32、議案第32号については、産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

去る3月2日、議会初日、当委員会に付託された議案第32号、有田川町道路線の認定に関する審議について、産業建設住民常任委員会における審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

委員会は、3月6日、第2・第3会議室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

議案第32号、町道1018号線は、下津野地区の住宅用地内において開発区域内道路として整備されたものであります。幅員は6メートルから10.27メートル、延長は67.93メートル、町の開発指導要綱に基づいて整備が行われ、道路要件を満たしていることから、町道に認定することが妥当であると全員一致で決定いたしました。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

以上で、産業建設住民常任委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第32 議案第32号……………

○議長（森谷信哉）

日程第32、議案第32号、有田川町道路線の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第33 諮問第1号……………

○議長（森谷信哉）

日程第33、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第34 諮問第2号……………

○議長（森谷信哉）

日程第34、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りいたします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

……………日程第35 諮問第3号……………

○議長（森谷信哉）

日程第35、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りいたします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定いたしました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時44分

再開 10時55分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

ここで一時議事を中断いたします。

長い間、町発展のために御尽力をいただきました職員の皆様が、3月31日をもって退職されます。

総務政策部長より退職される皆様の役職及び氏名を紹介したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

それでは、本年度末3月31日付をもちまして退職する部長級、課長級の職員を紹介させていただきます。

福祉保健部長、中岡万里子です。

清水行政局長、谷口輝代史です。

商工観光課長、白川晶也です。

以上、3名です。

○議長（森谷信哉）

退職者を代表して、福祉保健部長、中岡万里子君から挨拶の申出がありましたので許可いたします。

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、退職者を代表いたしまして御挨拶させていただきます。

本日は、私たちのために議場における貴重な時間を頂きまして誠にありがとうございます。長く続いたコロナ禍も、先日13日からマスクの着用が個人の判断となり、また5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられることが決定されるなど、ようやく明るい兆しが見え始めてまいりました。

さて、ここにおります私たち3名を含む9名が、この3月末日をもって有田川町職を退職いたします。私たちはそれぞれの思いを胸に、奉職して以来長い間務めさせていただけたのも、ひとえに議員皆様の心温まる御指導、御鞭撻のおかげと深く感謝申し上げます。

特に昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらない中、突然と起こったロシアのウクライナ侵攻による人権侵害やエネルギー危機が重なり、今なお平常とは言いがたい不安な状況が続いております。このような中で、有田川町が合併誕生し、本年度17年が経過いたしました。私たちはこの有田川町の発展に、事務方として微量ながらも協力できたことを誇りに思っております。それもこれも議員の皆様方、中山町長をはじめとする町執行部の皆様の御指導、御協力に支えられてのことと深く感謝し

ております。

退職後は、それぞれ新たな道を歩むこととなりますが、どこかで有田川町の発展に協力できればと思っておりますので、今後とも変わらぬ御厚情、お付き合いのほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様並びに有田川町執行部の皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げるとともに、有田川町の今後ますますの発展を切に願ひまして、甚だ簡単ではございますが、退職に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（森谷信哉）

退職されます皆様方に申し上げます。

長年にわたり、役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。どうか健康にはくれぐれも御留意されまして、今後とも有田川町発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦勞さまでした。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（森谷信哉）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時03分

再開 11時03分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

ここで副議長と交代いたします。

〔副議長と交代〕

○副議長（星田仁志）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時04分

再開 11時04分

~~~~~

○副議長（星田仁志）

再開します。

議長、森谷信哉君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（星田仁志）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

……………追加日程第1 議長辞職の件……………

○副議長（星田仁志）

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、森谷信哉君の退場を求めます。

（森谷信哉君 退場）

○副議長（星田仁志）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中屋正也）

このたび議会の申し合わせにより、議長の辞職を申し出ます。

令和5年3月23日。有田川町議会議長、森谷信哉。

有田川町議会副議長、星田仁志様。

以上です。

○副議長（星田仁志）

お諮りします。

森谷信哉君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（星田仁志）

異議なしと認めます。

したがって、森谷信哉君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

森谷信哉君の入場を許可します。

（森谷信哉君 入場）

○副議長（星田仁志）

ただいま議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時06分

再開 11時49分

~~~~~

○副議長（星田仁志）

再開します。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（星田仁志）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

……………追加日程第2 選挙第1号……………

○副議長（星田仁志）

追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○副議長（星田仁志）

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、濃添勇作君、及び2番、栗山昌之君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○副議長（星田仁志）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなしを確認〕

○副議長（星田仁志）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検〕

○副議長（星田仁志）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順に投票願います。

〔 投 票 〕

○副議長（星田仁志）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（星田仁志）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。濃添勇作君、栗山昌之君、開票の立会いをお願いします。

〔 開 票 〕

○副議長（星田仁志）

選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、岡省吾君、7 票、谷畑進君、7 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票であり、岡省吾君と谷畑進君の得票数はいずれも超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

岡省吾君、谷畑進君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは 2 回引きます。1 回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

濃添勇作君と栗山昌之君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。岡省吾君、谷畑進君、順次くじを引いてください。

〔岡省吾君 谷畑進君 くじを引く〕

○副議長（星田仁志）

くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに岡省吾君、次に谷畑進君、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。岡省吾君、谷畑進君、くじを引いてください。

〔岡省吾君 谷畑進君 くじを引く〕

○副議長（星田仁志）

くじの結果を報告します。

くじの結果、谷畑進君が当選人と決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

○副議長（星田仁志）

ただいま当選されました谷畑進君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の

規定によって、当選の告知をします。

当選された谷畑進君に発言を求めます。

谷畑進君、御登壇お願いします。

○議長（谷畑 進）

8番、谷畑、ただいま副議長の許可を得ましたので発言させていただきます。

このたび議長選挙において当選させていただきまして、誠にありがとうございます。

今は亡き畑・之君、また皆さんと一緒にあって、これから公平で開かれた議会を目指して、有田川町発展のために尽力していきたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

（拍手）

○副議長（星田仁志）

それでは議長、議長席にお着き願います。

〔議長、議長席に着く〕

○議長（谷畑 進）

それでは、議事を進行いたします。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 12時04分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

副議長、星田仁志君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

……………追加日程第3 副議長辞職の件……………

○議長（谷畑 進）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、星田仁志君の退場を求めます。

（星田仁志君 退場）

○議長（谷畑 進）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中屋正也）

このたび議会の申し合わせにより、副議長の辞職を申し出ます。

令和5年3月23日。有田川町議会副議長、星田仁志。

有田川町議会議長、谷畑進様。

以上です。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

星田仁志君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、星田仁志君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

星田仁志君の入場を許可します。

（星田仁志君 入場）

○議長（谷畑 進）

ただいま副議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 13時02分

再開 13時34分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

……………追加日程第4 選挙第2号……………

○議長（谷畑 進）

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（谷畑 進）

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、本下雅敏君及び4番、椿原竜二君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○議長（谷畑 進）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなしを確認〕

○議長（谷畑 進）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検〕

○議長（谷畑 進）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順に投票願います。

〔 投 票 〕

○議長（谷畑 進）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。本下雅敏君及び椿原竜二君、開票の立会いをお願いします。

〔 開 票 〕

○議長（谷畑 進）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、中島詳裕君、7票、星田仁志君、7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、中島詳裕君と星田仁志君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118

条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじで当選人を決定することになっています。

中島詳裕君及び星田仁志君が議場におりますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

選挙投票時の立会人、本下雅敏君、椿原竜二君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

中島詳裕君、星田仁志君、くじを引いてください。

〔中島詳裕君 星田仁志君 くじを引く〕

○議長（谷畑 進）

くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに星田仁志君、次に中島詳裕君。以上のおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

星田仁志君、中島詳裕君、くじを引いてください。

〔中島詳裕君 星田仁志君 くじを引く〕

○議長（谷畑 進）

くじの結果を報告します。

くじの結果、中島詳裕君が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

○議長（谷畑 進）

ただいま当選されました中島詳裕君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選された中島詳裕君に発言を求めます。

中島詳裕君、御登壇をお願いします。

○副議長（中島詳裕）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

副議長選挙におきまして、今回、副議長を務めさせていただくことになりました。浅学非才な私でございますが、谷畑議長をしっかりと支えさせていただいて、副議長の職責を全うさせていただきますので、何とぞ御支援、御協力をよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

（拍手）

○議長（谷畑 進）

それでは、議事を進行いたします。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時47分

再開 15時53分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

日程の順序を変更し、お手元に配付しました追加議事日程のとおり議事を追加し、先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、お手元に配付しました追加議事日程のとおり議事を追加し、先に審議することに決定しました。

副議長と交代いたします。

〔副議長と交代〕

……………追加日程第5 議会運営委員の辞任……………

○副議長（中島詳裕）

追加日程第5、議会運営委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、谷畑進君、岡省吾君の退場を求めます。

（谷畑進君 岡省吾君 退場）

○副議長（中島詳裕）

谷畑進君、岡省吾君から、一身上の都合により、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

谷畑進君、岡省吾君からの議会運営委員の辞任の申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島詳裕）

異議なしと認めます。

したがって、谷畑進君、岡省吾君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

谷畑進君、岡省吾君の入場を許可します。

（谷畑進君 岡省吾君 入場）

○副議長（中島詳裕）

議長と交代します。

〔議長と交代〕

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 15時56分

再開 15時56分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

……………追加日程第6 議会運営委員の選任……………

○議長（谷畑 進）

追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

先ほど委員の辞任により2名の欠員となりましたので、委員会条例第7条第3項の規定によって、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

では、議長において、栗山昌之君、星田仁志君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました栗山昌之君、星田仁志君を議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 15時57分

再開 15時57分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

議長より報告します。

総務文教福祉常任委員会、議会運営委員会から、正副委員長について互選された結果の報告を受けていますので報告いたします。

総務文教福祉常任委員会委員長に星田仁志君、副委員長に森谷信哉君、議会運営委員会副委員長に栗山昌之君、以上の方々が、それぞれ委員長、副委員長に決定しまし

た。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 15時58分

再開 15時58分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

……………追加日程第7 選挙第3号……………

○議長（谷畑 進）

追加日程第7、選挙第3号、有田周辺広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。  
定数は3人で、ただいま欠員は1名となっています。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において  
指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

有田周辺広域圏事務組合議会議員に椿原竜二君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました椿原竜二君を有田周辺広域圏事務組合議会議員の当選人と定  
めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、椿原竜二君が有田周辺広域圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された椿原竜二君が議場におられますので、会議規則第33条第2項  
の規定により、当選の告知をします。

……………追加日程第8 選挙第4号……………

○議長（谷畑 進）

追加日程第8、選挙第4号、有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行いま  
す。定数は3人で、ただいま欠員は1名となっています。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において  
指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

有田郡老人福祉施設事務組合議会議員に栗山昌之君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました栗山昌之君を有田郡老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、栗山昌之君が有田郡老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された栗山昌之君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

……………追加日程第9 選挙第5号……………

○議長（谷畑 進）

追加日程第9、選挙第5号、有田聖苑事務組合議会議員の選挙を行います。定数は2名で、ただいま欠員は1名となっています。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

有田聖苑事務組合議会議員に濃添勇作君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました濃添勇作君を有田聖苑事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、濃添勇作君が有田聖苑事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された濃添勇作君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

……………追加日程第10 選挙第6号……………

○議長（谷畑 進）

追加日程第10、選挙第6号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、谷畑進を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した谷畑進を、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、谷畑進が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 16時04分

再開 16時04分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………追加日程第11 会期の延長……………

○議長（谷畑 進）

追加日程第11、会期の延長を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事の都合によって3月30日までの7日間、延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は3月30日までの7日間、延長することに決定しました。

お諮りします。

日程第36から日程第39までの議案の審議は、会期の延長により3月30日とし、

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、次回の本会議は3月30日木曜日、午前9時30分に開議します。よろしく  
お願いします。

~~~~~

延会16時05分